公益社団法人 ON THE ROAD 会費規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人 ON THE ROAD (以下「この法人」という。) 定款第8条 の規定に基づき、この法人の入会金及び会費に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(入会金)

- 第2条 入会金は申し受けない。
- 第3条 年会費は、会員の種別に応じて、次に掲げるところによる。
 - ① 正会員 2,000円
 - ② 賛助会員 10,000円
- 2 事業年度の中途で入会した会員もその事業年度の会費を年額で納め、月賦割を行わない。

(会費等の使途)

第4条 前3条の会費は、その50%以上を公益目的事業に充当し、残余は管理費用のために充当するものとする。

(変更)

第5条 この規程は、定款第32条第2号の規定により、理事会の決議によって変更することができる。

附則

変更後の等規程は行政庁の公益認定を受けた日から施行する。